

平成29年度「埼玉発世界行き」奨学金 地域活躍コース募集要項

1 趣 旨

埼玉県内の企業に就職するなど県の産業と文化の振興に貢献する高い志を持ち、チャレンジ精神がある若者を応援することを目的に、1か月以上留学等の海外体験をするとともに、県内企業でインターンシップ等を行う者に奨学金を支給します。

2 対象

アカデミックな留学のほか、以下の多様な海外体験活動も対象とします。

- ・ 海外の大学又は大学院への留学
- ・ 海外の語学学校への留学
- ・ 海外インターンシップへの参加
- ・ 海外ボランティアプログラムへの参加

3 募集人員

50名以内（書類選考）

4 奨学金の給付概要

（1）給付額

20万円

（2）給付方法

奨学金支給決定後、奨学金の交付申請をしていただき、奨学生名義の国内の円貨口座に振り込みます。振込日が確定しましたら、御自宅に通知を郵送します。

5 応募資格

応募することができるのは、以下の要件の全てを満たす者です。

- （1）日本国籍を有する者、又は日本への永住を許可されている者
- （2）平成29年4月1日現在、埼玉県内の「国内大学等」に在籍している者、又は埼玉県外の「国内大学等」に在籍し1年以上継続して埼玉県に住所を有する者、若しくは親（民法上の親権者に相当する者）が1年以上継続して埼玉県に住所を有する者
- （3）平成29年4月1日現在、18歳以上40歳未満の者（高校生を除く）
- （4）平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に、大学・語学学校への留学、インターンシップ、NGOなどでのボランティア活動を目的として1か月以上海外へ渡航する者 ※「1か月」の計算方法は民法の応答日の考え方で計算します。
- （5）卒業又は帰国後、県内企業に就職するなど県内で活躍する意思のある者
- （6）出発前又は帰国後に県内企業でインターンシップ又は県内企業訪問等に参加できる者
（詳細は奨学生決定後に御案内します。）

6 応募制限

次のいずれかに該当する者の応募は認められません。

- (1) 官公庁又は企業等の派遣による留学である者
- (2) 埼玉県姉妹友好州省スカラシップ生である期間と本奨学生として留学する期間が重複する者
- (3) 過去に「埼玉発世界行き」奨学金（高校生留学コースを除く）による奨学金を受けている者

7 応募書類

応募書類は、以下のとおりです。応募書類をお返しいすることはできませんので、書類の写しを保管しておいてください。

書類の不足や記入漏れ等があった場合は選考の対象にならないことがあります。内容に不備がないか、応募前によく確認してください。

必要な様式については、下記グローバル人材育成センター埼玉HPからダウンロードできます。

(様式ダウンロード) <http://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/>

- (1) 地域活躍コース応募申請書（様式地域－1）
- (2) 応募資格を満たすことを確認できる書類（すべてコピー可）

1年以上継続して埼玉県内に在住する者	・住民票の写し（平成28年3月31日の時点で県内に住所を有することを確認できる書類） ・学生証の写し（大学等に在学中であることを確認できる書類）
県外在住で県内の「国内大学等」に在籍する者	・住民票の写し ・学生証の写し（県内大学等に在学中であることを確認できる書類）
県外の「国内大学等」に在籍し県外に在住している者	・親の住民票の写し（平成28年3月31日の時点で県内に住所を有することを確認できる書類） ・親との続柄が確認できる戸籍抄本等の写し ・学生証の写し（大学等に在学中であることを確認できる書類）

- (3) 留学先機関の受入れ許可等、留学や海外体験活動の実現性を証明できる文書等の写し
※日本語以外の言語で記載されているものは、日本語訳（本人による訳で可）を添付してください。
※応募時点で受入れ許可書等が出ていない場合は、得られ次第提出してください。

(4) 小論文

1行目に「表題（出願者氏名）」を記入し、次のテーマについて800字程度で述べる
こと。※表題は下記のテーマに沿って自由につけてください。

<テーマ> 「帰国後、留学経験を埼玉県や地域でどのように活かし、貢献できると考えるか」
<様式> パソコンを使用して作成のこと。A4縦型・横書き、フォントサイズ12ポイント、35字×40行形式、文末に字数を記載すること

(5) チェックリスト（様式地域－2）

(6) 選考結果返信用封筒（長3型封筒）

定型長3型封筒（縦 235mm×横 120mm）に選考結果返信先の住所と氏名を記載の上、82円分の切手を貼付のこと。

8 応募受付期間

平成29年4月17日（月）～5月31日（水） （午後5時必着）

9 書類提出先

定型角2型封筒（縦 332mm×横 240mm）を使用し、簡易書留郵便による郵送、又は持参（平日9時～17時）のこと

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階
公益財団法人 埼玉県国際交流協会
グローバル人材育成センター埼玉

TEL 048-833-2995

※封筒表面に朱書きで「地域活躍コース申請書 在中」と明記すること

10 選考結果について

7月21日（金）までに選考結果を発送予定です。（郵送）

11 奨学生（内定者）の決定

選考結果の確定時点で、留学先機関等からの受入れ許可が得られている方は、奨学生として正式に決定されます。

選考結果の確定時点で、留学先機関等からの受入れ許可が得られていないなど正式に決まっていない場合は内定扱いとなり、受入れ許可等が確認された時点で正式決定となります。受入れ許可を得られ次第、必要書類を揃えて、「9 書類提出先」に提出してください。

内定扱いの場合は、奨学金の交付申請ができず、奨学金の支給を受けることができません。

1.2 奨学金の支給

奨学金の給付手続きについては、選考結果の通知と共にお知らせします。

1.3 報告書等の提出

留学終了後60日以内に、留学修了報告書(様式)と留学で学んだこと及び学んだことを今後どのように活かしていくかについての修学レポート(2,000字以上)を郵送で提出してください。

1.4 研修・壮行会

以下の日程で奨学生を対象とした研修(講演)及び壮行会を実施しますので、出発前の方は必ず出席してください。

日 時 平成29年8月3日(木) 午後(予定)

場 所 埼玉県県民健康センター 大ホール

1.5 奨学生の責務

(1) 出発前又は帰国後の県内企業でのインターンシップ等への参加

奨学生には、出発前又は帰国後に県内企業でのインターンシップや県内企業訪問等に参加してください。自分でインターンシップ先を決めることも可能です。

(2) 埼玉親善大使としての活動

奨学生には留学期間中、埼玉県から「埼玉親善大使」を委嘱します。留学先で本県のPRに努めるとともに、自分が学び経験した現地の歴史、文化、政治経済事情等について県民に紹介するレポートを提出するなど、本県の国際交流の推進に御協力いただきます。

(参考) 埼玉親善大使レポートのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/bunka/kokusai/toko/index.html>

(3) 「グローバル人材埼玉ネットワーク」への加入

県内の海外留学経験者をはじめ県内大学外国人留学生など、県にゆかりのあるグローバル人材や県内企業、団体、大学等が情報交換・交流を深めるためのネットワークです。

奨学生は、同ネットワークの会員となります(加入手続はグローバル人材育成センター埼玉が行いますので個人の手続は不要です)。

海外留学の経験を活かし、県のグローバル化へ御協力いただくとともに、このネットワークを御自身の活動に御活用ください。

(参考) グローバル人材埼玉ネットワークのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/global/globalnet.html>

(4) 「就職マッチング&フォローアップシステム」への登録

グローバル人材育成センター埼玉が運用する国際社会を舞台とする埼玉県 の地元企業と学生をつなぐビジネスマッチングサイトです。

奨学生には同システムに登録いただきます（登録手続きはグローバル人材育成センター埼玉が行いますので個人の手続きは不要です）。帰国後は海外留学の経験を活かせる企業等への就職活動に御活用ください。

（参考）就職マッチング&フォローアップシステムのホームページ

<http://ggs-jobmatch.jp/>

(5) 埼玉県等が行う国際施策・交流事業への協力

帰国後、県や当センターが実施する国際交流事業への参加などに、御協力をお願いします。

(6) 社会規範の遵守

埼玉県奨学生としての自覚を持ち、社会規範を遵守してください。

1.6 奨学金交付の取消及び返還

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、交付済み奨学金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- (1) 申請時の応募資格を喪失したとき
- (2) 申請書の記載事項に虚偽があったとき
- (3) 在籍する大学や団体等において懲戒処分を受けたとき
- (4) 休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき
- (5) 留学等の海外体験活動の期間が1か月未満で途中帰国したとき
- (6) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

1.7 応募書類等に記載された個人情報の利用について

当センターの事務局である「公益財団法人埼玉県国際交流協会特定個人情報取扱規程」（平成27年10月1日施行）により、個人情報を取り扱う際には適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、当センターのグローバル人材育成事業の広報等のため、当センターの広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

1.8 奨学生となった場合の埼玉県での個人情報の利用について

奨学生の応募書類等に記載された個人情報は埼玉県においても利用いたします。個人情報を取り扱う際には、県は、平成17年4月1日に施行された「埼玉県個人情報保護条例」により、適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、埼玉県グローバル人材育成事業の広報等のため、県の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

19 注意事項

- (1) 査証の取得、留学等の手続き等は、応募者本人の責任において行ってください。
- (2) 渡航先でのトラブル・事故等において、当センターは一切の責任を負いません。
- (3) 合否に関する問合せには一切応じません。